

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円		
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5		10	10	6150円 (※郵便費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は不要。) 相手方が1名増えるごとに、 2000円を追加	左記の内訳は、相手方が1 名の場合です。 相手方が1名増えるごとに2 440円分を追加(内訳:50 0円4枚、110円4枚)
	人身保護	10					6	6	10		10	6	7020円 (※郵便費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は不要。) 当事者が1名増えるごとに 3000円を追加	左記の内訳は、当事者が合 計2名までの場合です。 当事者が1名増えるごとに 3730円分を追加(内訳: 500円5枚、110円4枚、 100円4枚、50円5枚、20 円5枚、10円4枚)
	控訴状	10					6	6	10		10	6	7020円 (※郵便費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は不要。) 当事者が1名増えるごとに 3000円を追加	左記の内訳は、当事者が合 計2名までの場合です。 当事者が1名増えるごとに 3730円分を追加(内訳: 500円5枚、110円4枚、 100円4枚、50円5枚、20 円5枚、10円4枚)
	抗告状 再審・準再審	2					15	5	5		5	5	3550円	左記の内訳は、当事者が合 計2名までの場合です。 当事者が1名増えるごとに 2100円分を追加(内訳: 500円2枚、110円6枚、 100円2枚、50円3枚、20 円3枚、10円3枚)
	上告状 特別上告状 再抗告状	4	6				10	6			11	9	6110円	左記の内訳は、当事者が合 計2名までの場合です。 当事者が1名増えるごとに 2340円分を追加(内訳: 500円2枚、350円2枚、 110円4枚、100円2枚)
	特別抗告状	4	2				10				13	15	4210円	左記の内訳は、当事者が合 計2名までの場合です。 当事者が1名増えるごとに 2420円分を追加(内訳: 500円3枚、350円1枚、 110円4枚、20円4枚、10 円5枚)
民事調停	民事調停						4		4		4	4	760円	当事者が1名増すごとに19 0円を追加(内訳:110円、 50円、20円、10円各1枚)
民事執行	担保不動産競売申立て												0円 不動産5個まで 70万円 不動産6個以上は5個まで ごとに10万円加算 ※事案によって異なる場合 があります。	郵便切手は不要
	強制競売申立て												0円 同上	同上
	担保不動産収益執行申立て												0円 ※執行裁判所に問い合わせ てください。	郵便切手は不要
	形式的競売申立て												0円 不動産5個まで 70万円 不動産6個以上は5個まで ごとに10万円加算 ※事案によって異なる場合 があります。	郵便切手は不要
	自動車競売申立て												0円 自動車1台につき10万円	郵便切手は不要
	債務名義に基づく債権差押え	4			1		6						2840円	当事者が複数の場合には、 該当する当事者の数分を追 加(内訳) 命令正本送達分 1220円(債務者分) 1290円(第三債務者分) 陳述書送付分110円2枚 (執行費用額の上限) 添付郵便切手の額から第三 債務者の数×110円を引い た額 ※左記は陳述催告の申立て をする場合のものです。陳述 催告の申立てをしない場合 は執行裁判所に問い合わせ ください。 ※当事者数が多数となる場 合は、執行裁判所に問い合 わせください。
	養育費等に基づく債権差押え	4			1		6						2840円	同上
	抵当権に基づく物上代位とし ての資料差押え	4			1		6						2840円	同上
	財産開示												0円 7000円	※本庁、葛城支部は郵便切 手不要 ※五條支部 6900円分の 郵便切手 (内訳) 500円、110円、50円、20 円、10円を各10枚
	情報取得												0円 (預貯金等)5000円 (給与、不動産)6000円	第三者が1名増えるごとに、 預貯金等は4000円、給与 は2000円追加 ※五條支部の事件は五條 支部に問い合わせてください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	手数料金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	債権仮差押	5			1		4		1	1			3210円		左記は陳述催告の申立てがある場合です。 債務者が1名増えるごとに1220円分、第三債務者が1名増えるごとに1290円分+(590円+110円)追加 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分を追加
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4					2		2	2			2400円		債務者が1名増えるごとに1220円、登記所が1カ所増えるごとに1180円(590円+590円) ※滞納処分庁があれば110円を滞納処分庁分追加 ※登録免許税額が10万円を超える場合は補償額を加算して納付 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分を追加
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					2						1220円		債務者が1名増えるごとに1220円分追加 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分を追加
	動産仮差押・仮処分	2					2						1220円		債務者が1名増えるごとに1220円分追加 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分を追加
	自動車仮差押	4					3		2	1			2470円		債務者が1名増えるごとに1220円分追加、登録所が1カ所増えるごとに1250円(660円+590円)
	保全取下(不動産)	2					1		2	2			1290円		債務者が1名増えるごとに110円、登記所が1カ所増えるごとに1180円(590円+590円)追加 ※滞納処分庁がある場合は通知用として110円追加
	保全取下(債権)						2						220円		債務者が1名増えるごとに110円、第三債務者が1名増えるごとに110円を追加 ※滞納処分庁がある場合は通知用として110円追加
	保全取下(自動車)	2					2		2	1			1360円		債務者が1名増えるごとに110円、登録所が1カ所増えるごとに1250円(660円+590円)を追加 ※滞納処分庁がある場合は通知用として110円追加
	担保取消(事由消滅(勝訴等))	2					2						1220円		別に供託原因消滅証明書等返送用封筒(郵便切手貼付済のもの)必要
	担保取消(同意)												0円		別に供託原因消滅証明書等返送用封筒(郵便切手貼付済のもの)必要 ※被申立人の抗告権放棄書がない場合1220円、決定正本受領書がない場合110円が必要
	担保取消(権利行使催告)	4					4						2440円		別に供託原因消滅証明書等返送用封筒(郵便切手貼付済のもの)必要
	執行取消	2					2						1220円		執行方法が 登記の場合(590円+590円)×登記所数 登録の場合(660円+590円)×登録所数 仮差押の場合110円×第三債務者数 を追加 ※債権者が1名増えるごとに1220円追加
	起訴命令	2					2						1220円		債権者が1名増えるごとに1220円追加
	保全異議・保全取消	8					10	5	5		10	10	6150円		通常訴訟と同じ
保護命令	保護命令	2					5	10			10	10	2850円		
労働審判	労働審判	4						8	8		8	8	3440円		左記内訳は当事者が合計2名までの場合

破産・個人再生申立事件における予納郵券・予納金(官報公告費用)表

【同時廃止】

		代理人等	本人
郵券	500円		8枚
	110円	債権者数＋10枚	債権者数×3＋10枚
予納金 (官報公告)		11, 859円	

【管 財】

		自己申立	債権者申立
郵券 (法人・自然人)	500円		10枚
	110円	債権者数×2＋30枚	50枚
	50円	10枚	10枚
	20円	10枚	10枚
	10円	20枚	20枚
予納金 (官報公告)	法人	14, 786円	
	自然人	15, 499円	

【個人再生】

郵券	110円	債権者数×2＋20枚
	100円	5枚
	20円	10枚
	10円	10枚
予納金 (官報公告)		13, 744円